

第9回西日本スキー技術選手権大会参加要項

1. 主 催 S A J 西日本ブロック協議会
2. 後 援 西日本スキー指導員会
3. 主 管 S A J 西日本ブロック協議会 教育部会
4. 会 期 2026年1月31日(土)
5. 会 場 鳥取県「たいせんホワイトリゾート」
6. 現地本部 山の宿 中の原ぎんれい(鳥取県西伯郡大山町144-3)
7. 日 程
1月30日(金) 17:00 受付(大山自治会館)(各県代表者)
17:30 TCミーティング(大山自治会館)(各県代表者)
1月31日(土) 9:20～ コートオープン
10:00～ 競技開始
14:00～ 競技終了(予定)
16:00～ リザルト配布(中の原スキーセンター)
(各県代表者のみ)表彰式なし
※当日タイムスケジュールは天候や会場の状況により変更の可能性あり
8. 競技種目 【未定】 1. 大回り 2. 小回り 3. 総合斜面・総合滑降
9. 部 門
レギュラーの部 満18歳以上、年齢制限なし(2025年4月1日現在)
(ただし、各予選会に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない。)
ジュニアの部① 満9歳以上13歳未満(2026年4月1日現在)
ジュニアの部② 満13歳以上16歳未満(2026年4月1日現在)
ジュニアの部③ 満16歳以上19歳未満(2026年4月1日現在)
シニアの部 満50歳以上(2026年4月1日現在)
※全日本スキー技術選手権大会出場希望者はレギュラーの部に申し込むこと。
10. 参加資格
1 当該年度のS A J 会員登録を行なっている者。
2 「S A J スキー補償制度」及び、スポーツ傷害保険、又はこれに準ずる傷害保険に加入済みの者。
3 レギュラーの部、シニアの部：S A J スキーバッジテスト1級を有しており、加盟団体長の推薦を受けた者。
ジュニアの部：S A J スキーバッジテスト2級以上、またはS A J スキージュニアテスト1級を有する者。もしくはこれと同等の技術を有する者で、加盟団体長の推薦を受けた者。
4 部の併用申し込みは認めない。

11. 順位の決定
- 1 各種目の採点は、5 審 3 採用とする。
 - 2 総合成績の順位は、全種目の合計得点により決定する。
12. 表 彰
- 1 総合成績により、レギュラー部は、男子 10 位、女子 6 位まで、その他の部は、男子 6 位、女子 3 位までを表彰する。
 - 2 種目別は男女とも 1 位までを表彰する。
13. 申込・問合せ
- 様式は島根県スキー連盟教育部ホームページからダウンロードし、ホームページの「申込メールフォーム」に添付して申し込むこと。問い合わせはホームページ内の「問合せメールフォーム」からお願いします。
担当：教育部強化委員会 安部
14. 申込締切
- 2026 年 1 月 9 日（金）必着
15. 参加料
- レギュラーの部、シニアの部 5,000 円
ジュニアの部 2,000 円
16. 振込先
- 山陰合同銀行 本店営業部 （普通）4559719
（口座名義） 島根県スキー連盟 教育部 強化委員 石田真帆
(シマネンスキーレンメイキョウイクブキョウカインインシダマホ)
17. その他
- 1 出場選手は、島根県スキー連盟が主催する 1 月 24 日開催「教育部スキー選手育成強化練習会」に参加すること。
 - 2 積雪等の状況により、競技種目を変更することもある。
 - 3 S A J 公式用品を使用のこと。
 - 4 万一競技中事故が発生した場合においても、応急処置は行いが総て本人の責任により処理する。
 - 5 第 63 回全日本スキー技術選手権大会の出場者は、本大会のレギュラーの部に出場した成績上位者をもって構成する。
 - 6 第 63 回全日本スキー技術選手権大会のブロック余剰枠出場者は、本大会のレギュラーの部に出場した者上の成績上位者をもって決定する。
 - 7 大会中止の場合は、第 62 回全日本スキー技術選手権大会の成績により決定する。
 - 8 第 63 回全日本スキー技術選手権大会へ出場する選手は大会参加助成を受けることができる（補欠参加者除く）。
 - 9 大会が中止の際は、理由の如何に問わず参加料の返金を行わない。
 - 10 第 63 回全日本スキー技術選手権大会へ出場者の決定において、総合成績が同位の場合は島根県スキー技術選手権大会などの成績を参考に決定する。
 - 11 本要項に定めること以外は、西日本ブロック協議会教育部会が定める「第 9 回西日本スキー技術選手権大会開催要項」によるものとする

西日本スキー技術選手権大会 競技規則

- 1 競技者は種目別スタート地点に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。大会運営上、20人～30人集合しだい随時コールを開始する。
- 2 競技者は前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち出発のための準備をしなければならない。
- 3 競技者はスタート審判の合図により出発しなければならない。スタート合図はフラッグで行い、視界の悪いときはトランシーバーを利用する。
直ちに出发しない場合は該当種目を棄権とする。
- 4 競技コースの終点には停止ゾーンを設ける。ゾーンは4本のポールにより設定し、その区切りは色インク等により明示する。
- 5 競技は示された停止ゾーン内で安全のために停止するものとする。ゴールは、両足スキーで終了する。
- 6 競技中止について。大転倒等で中止するときは、ストック等の×印で連絡する。
- 7 ヘルメットは安全上必ず着用する。ウェアは、ワンピースは禁止する。その他、公式用具を使用する事。
- 8 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定を行う。
- 9 競技各種目は、設定された条件や状況に適合した回転弧、スピードで行う。
- 10 審判は5審3採用によって行う。
- 11 競技斜面のインスペクション・整備については競技本部の指示に従い行う。
選手・監督・コーチのみとする。ビブ・証明書を着用の事。
- 12 抗議は、監督・コーチ・当該選手本人としゴール後ただちに審判長に申し出ること。
監督1名・コーチ3名以内とし、受付時に届け出をして監督・コーチ証を受け取り、大会期間中着用する。
- 13 競技会場の積雪状況により競技コート・種目変更の可能性も有り得る。